

鳥取県中小企業 DX 推進支援補助金のご案内

～生成 AI の利活用～

〈募集期間〉

令和7年8月5日（火）～令和7年8月29日（金）

〈審査会〉

令和7年9月予定

令和7年9月1日

- DX 戦略策定支援型は随時募集に切り替えました。
- 実装支援型は募集を終了しました。

令和7年9月

鳥取県商工労働部産業未来創造課

（電話：0857-26-7244）

鳥取県中小企業 DX 推進支援補助金の交付を希望される方は、下記をご確認の上、申請ください。

■ 1 DX 戦略策定支援型について

○補助対象者

- ・県内に事業所等を有し、主に県内で継続的に事業活動を行っている事業者
- ※補助対象者を含む複数の団体で構成する任意グループによる申請も可能です。

○対象事業

- ・生成 AI を活用した生産性向上および付加価値向上に向けた検討を行う取組
 - 例) ・DX 推進体制および DX 人材育成の方針
 - ・業務プロセス全体の現状分析
 - ・業務プロセス最適化に向けた課題の抽出
 - ・課題の優先順位付けおよび当面の具体的な実行計画の策定課題解決により見込まれる効果の明示

○補助率、補助金額、補助対象期間 ※10 件程度

項目	内容
補助率	1 / 2 以内
補助金の額	1,000 千円以内（千円未満は切り捨てる。）
補助対象期間	最長 12 ヶ月

○補助対象経費

- ・補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。（交付決定前に発注、購入、契約等（支払も含む）を実施したものは補助対象となりません。）

費目	内 容
専門人材活用費	専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等
その他の経費	その他必要と認められる経費（例：人件費、先進企業への視察等に係る旅費）

■ 2 実装支援型について ※対象は製造業のみ

○補助対象者

- ・県内に工場等を有し、主に県内で継続的に生産活動を行っている事業者
- ※補助対象者を含む複数の団体で構成する任意グループによる申請も可能です。

○対象事業

- ・生成 AI を活用したシステム等を導入し、工場の改革を図る取組

○補助率、補助金額、補助対象期間 ※2 件程度

項目	内容
補助率	1 / 2 以内
補助金の額	10,000 千円以内（千円未満は切り捨てる。）
補助対象期間	最長 24 ヶ月

○補助対象経費

- ・補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。（交付決定前に発注、購入、契約等（支払も含む）を実施したものは補助対象となりません。）

費目	内 容
設備導入費	生成 AI に関する機器・設備の購入（取得金額 30 万円未満のものに限る。）、借用、修繕、改修に要する経費又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費
新技術導入費	生成 AI に関するソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料及び購入経費（サーバー利用料や開発に必要なソフトウェア購入経費等。取得金額 30 万円未満のものに限る。）
専門人材活用費	専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等
その他の経費	その他必要と認められる経費（例：人件費、委託費、先進企業への視察等に係る旅費）

■ 3 応募書類

(応募書類)

- ・補助事業実施計画書（様式第1号）（ワード様式）
- ・補助事業収支予算書（様式第2号）（ワード様式）
- ・生成AIに関する記載事項（参考資料）（ワード様式）

(添付書類)

- ・定款又は事業者の概要が分かる資料等
- ・決算書（直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写し。）
- ・実施内容についての参考資料類
- ・（鳥取県の課税対象者となる場合）鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）
※グループの場合、上記に加えて、次の事項を定めたグループの会則、規約等及びそれらを決定した事実が確認できる資料の写し等
- ・構成員の代表者
- ・役割分担
- ・経費負担
- ・構成員の加入・脱退要件
- ・グループ内の各種取扱規程（補助事業で生じた知的財産権の帰属等）

■ 4 審査について

(1) 審査方法

（DX戦略策定支援型）

- ・原則、要件審査のみ行います。ただし、予算上限に達した場合は受付を締め切ります。

（実装支援型）

- ・原則、プレゼンテーションによる審査会を実施します。計画内容の説明や質疑応答に対応可能な方が出席してください。開催時期は9月（予定）であり、日程は決定次第、県のホームページに掲載します。

(2) 審査のポイント

・生成AI活用技術の新規性

⇒当該技術が国内初の取組である、または県内に前例がないなど、技術的な新規性・普及度の観点から審査します。

・事業計画の実現可能性（実施体制を含む）

⇒目標や解決すべき課題が明確であるか、課題が適切かどうか、また、自社内の機器・設備等の整備状況や外部専門機関との連携体制などを含めた実施体制が十分に構築されているかを審査します。

■ 5 補助事業に関する注意事項

- ・補助対象経費は、補助金交付決定後、補助対象期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・消費税・振込手数料は補助対象経費にはなりません。（値引きに当たる振込手数料相当額も同様です。）
- ・鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。
なお、委託に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、事前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ委託した場合は、補助対象経費として認められません。
- ・補助金は原則精算払いとなります。ただし、補助事業者が希望する場合、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、県にご確認ください。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

■ 6 補助事業スケジュール表

【実装支援型】

事業期間			項目	実施者	時 期	内 容
3 ヶ 年 度	2 ヶ 年 度	1 ヶ 年 度				
			①補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択（事業計画の提出／審査会でのプレゼン）	企業	—	補助金の交付申請及び事業計画を応募いただくものです。提出後、事業計画書の内容を審査会でプレゼンしていただきます。
			②事業採択・補助金交付申請・補助金交付決定	県	—	事業採択の当否を通知します。採択の場合、補助金交付申請をしていただき、その後正式に補助金の交付決定となります。 ※補助事業の着手は交付決定日以降
			③年度末の事業進捗状況報告	企業	4月1日 ～4月20日	初年度分（3月31日現在）の事業進捗実績を報告いただきます。
			④現地調査 (初年度分)	県	4月中旬 ～5月上旬	初年度実績（事業成果・支出状況・経理処理）について、当課職員が赴き現地調査を行います。
			⑤初年度支払通知	県	5月	初年度補助金の支払額を通知します。
			⑥補助金支払 (初年度分)	県	5月	初年度補助金の支払を行います。
			⑦年度末の事業進捗状況報告 (翌年度分)	企業	翌年 4月1日 ～4月20日	翌年度分（3月31日現在）の事業進捗実績を報告いただきます。
			⑧現地調査 (翌年度分)	県	翌年 4月中旬 ～5月上旬	翌年度実績（事業成果・支出状況・経理処理）について、当課職員が現地調査を行います。
			⑨翌年度支払通知	県	翌年5月	翌年度補助金の支払額を通知します。
			⑩補助金支払 (翌年度分)	県	翌年5月	次年度補助金の支払を行います。
			⑪実績報告書 (全体分)	企業	交付決定から 24ヶ月以内	補助事業全体の実績を報告いただきます。なお、事業完了から20日以内に提出する必要があります。
			⑫現地調査 (事業完了年度分)	県	実績報告後 速やかに	全体実績（事業成果）及び最終年度分事業の支出状況・経理処理）について、当課職員が現地調査を行います。
			⑬確定通知	県	現地調査から 半月程度	補助金額の確定を行い、最終年度補助金の支払額を通知します。
			⑭補助金支払 (事業完了年度分)	県	現地調査から 1ヶ月程度	最終年度補助金の精算を行います。

※DX 戰略策定支援型は事業期間が12ヶ月間であり、上記うち中間年度がないケースとなります。

※事業実施中において、事業執行に係る変更等が生じた場合は、速やかに変更承認申請の手続きを行う必要があります。

■ 7 お問い合わせ

鳥取県商工労働部産業未来創造課

住所：680-8570 鳥取市東町一丁目220 TEL：0857-26-7244 FAX：0857-26-8117